

(案)

平成 19 年 12 月 14 日

静岡市長 小嶋善吉様

静岡市市民活動促進協議会

会長 日詰 一 幸

市民活動の促進の基本となる計画について(答申)

平成 19 年 7 月 2 日付で諮問のあった市民活動の促進の基本となる計画について、別紙のとおり答申いたします。

市民活動の促進の基本となる計画について(答申)

静岡市市民活動促進協議会は、平成 19 年 7 月 2 日、「市民活動の促進の基本となる計画について」の諮問を受け、市民活動の促進のあり方について審議しました。

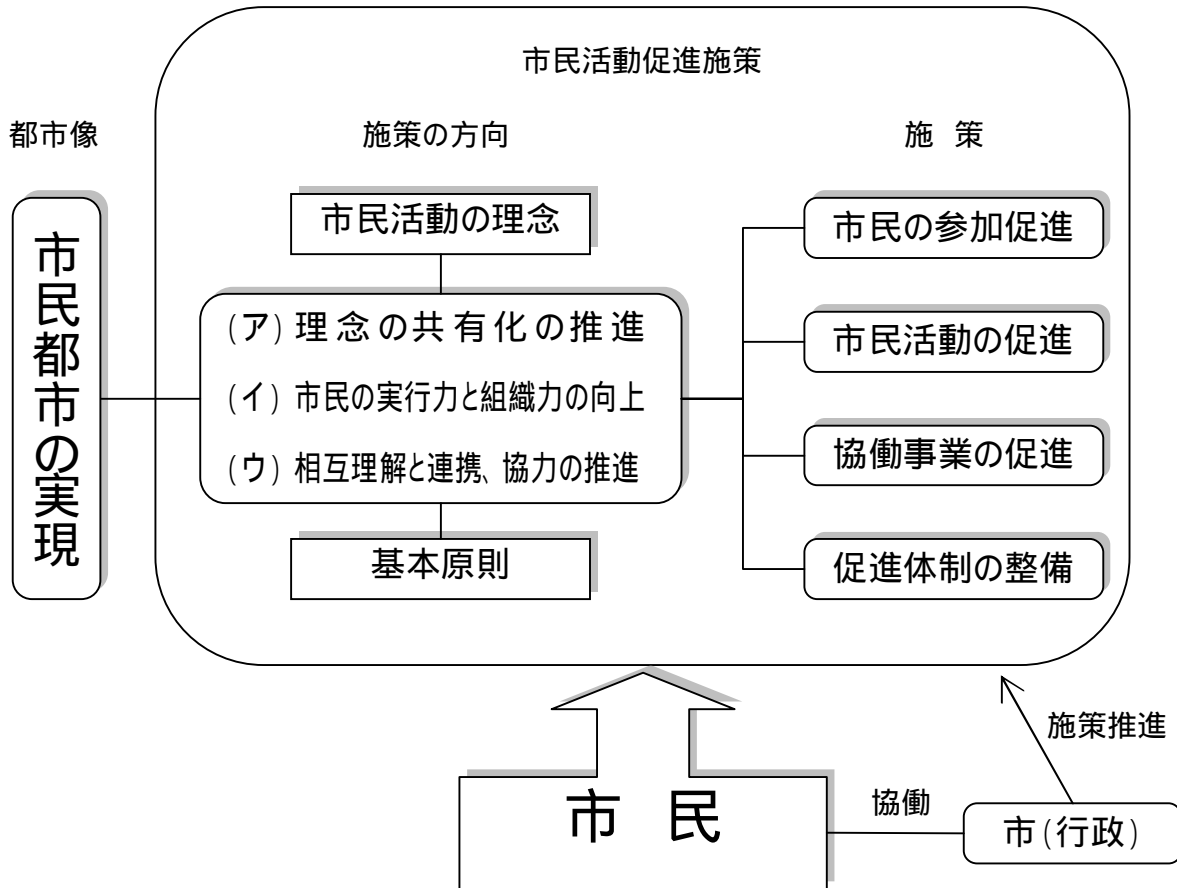
審議にあたっては、『キックオフ！静岡 市民都市宣言』(平成 15 年 5 月。以下「提言書」という。)、『市民都市実現に向けて 市民活動と行政の協働のための基本指針』(平成 16 年 3 月。以下「基本指針」という。)及び『職員のためのNPOと行政の協働事業推進マニュアル』(平成 17 年 3 月)を参考とし、本協議会の前身である市民活動懇話会及び市民活動推進協議会の審議の中で積み重ねられた本市の市民活動促進に関する取り組みの流れを尊重しています。

本協議会の審議は、目標や理念から理論的に施策を導き出す演繹的手順は採らず、現場での経験に基づいて課題や施策を考え、目標や理念を集約、共有化していく帰納的手順で審議しています。そのため、手法として一部にワークショップ的な手法を取り入れ、各委員の現場的な思いや経験を尊重するよう努めています。

格差社会や少子高齢化の進行などに伴い社会的な課題が増加する中、市民活動にかけられる期待は、ますます大きくなっていますが、市民の理解度の低さやNPOの組織力、資金力の不足など、市民活動は多くの問題を抱えています。協議会としては、このような問題の解決のために、現場に即した、実際に効果のある計画の策定を望んでいます。

このようなことを踏まえ、市民活動の促進の基本となる計画について、次のとおり報告いたします。

答申の概要



目次

市民活動の促進の基本となる計画について(答申)	2
答申の概要	3
目次	4
第1章 策定にあたって	5
第1節 目指す姿「市民都市・静岡市」	5
第2節 新しい公共	5
第3節 市民に求められること	6
第4節 市に求められること	6
第5節 基本原則	7
第2章 市民活動促進の基本的な考え方	8
第1節 現状と課題	8
第2節 具体的な施策	12
1. 市民の参加促進	12
2. 市民活動の促進	13
3. 協働事業の促進	15
4. 促進体制の整備	16
第3章 施策の方向	18
第1節 施策の方向	18
第2節 基本指標及び計画期間	18

第1章 策定にあたって

第1節 目指す姿「市民都市・静岡市」

静岡市が目指す姿については、平成15年の提言書以来の議論、検討されてきた経過を尊重し、平成16年に策定した基本指針の目指す姿を踏襲すべきものと考えます。

- (ア) 市民活動は、究極的に目指す都市像を実現するための手段の一つであるという観点から、その都市像を明らかにした上で、その都市像を実現に資する市民活動が活発に行われるまちとしての「市民都市・静岡市」を明らかにすること
- (イ) 究極的に目指す都市像には、「豊かな自然環境や歴史的・文化的な遺産が守られるまち」、「性別・年齢・人種などを問わず、障害のある人も、ない人も、すべての人のいのちと権利が尊重されるまち」、「誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまち」という視点
- (ウ) 「市民都市・静岡市」には、「自立する市民のまちづくりへの主体的な参画」、「市民相互の協働や市民と行政との協働」、「市民一人ひとりの能力の積極的な発揮」、「地域の限りある資源の活用」という視点

第2節 新しい公共

私たちを取り巻く社会経済環境、自然環境は、急激な変化、複雑化が進んでいます。変化の激しい環境の下では、これまでの仕組みや方法のままで努力してもうまくいきません。変化を前提とし、変化に対応し得る仕組みが求められています。

一方で、今まで、市民も行政も少なからず「公共的サービスは行政が提供すべきである」と考えてきたことは否めません。私たちはそのような文化の中で、長年生活してきました。しかし、市民の多様化・複雑化したニーズや環境問題など次々と新たに生じる課題に対して、従来の行政の仕組みや方法では適切な対応は難しく、また、その力不足を補うだけの財源もありません。

これからは、多様なニーズに対して、(個人、団体、企業を含む)市民と行政が協働し、それぞれの特性に応じて「誰がやればうまくいくか」という考えに立って、すべての主体がその役割に応じて社会への貢献を担っていく必要があります。このような考え方によって支えられる公共を「新しい公共」と定義するとともに、基本計画の基本的な考え方として採り入れるべきだと考えます。

新しい公共を支えるすべての主体には、それぞれに求められる役割や理念があります。それらに基づく適切な役割分担を広い意味での「協働」として認識することが重要です。

第3節 市民に求められること

市民活動は、市民が主体的、自立的に行うところに意義があります。そうであるからこそ、営利企業も行政も取り扱わないような課題に取り組めるのであり、その過程で人と人との様々な交流を生み、人間的な成長の機会を創ることができるのです。当計画では、市民の主体性、自立性を尊重するとともに、条例第3条の基本理念をすべての市民が共有する理念として、改めて位置づけるべきであると考えます。

(ア) 市民活動は、行政と営利目的の活動では解決できない社会的課題に取り組む

(イ) 市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行う

(ウ) 市民活動は、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献する

(エ) 市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらす

個々の活動や団体においても、それぞれの理念や目的の明確化と共有化の努力が求められます。それは、他者に対する努力であると同時に、自らが取り組む活動が社会的に必要とされているかどうか、真に取り組むべき課題を見過ごしていないかどうかを内省することでもあります。

主体性や自立性が、自己中心性や自己満足に変わったとき、あるいは、社会的使命よりも経済的な動機が上回ったとき、市民活動の理念は大きく損なわれることになります。市民活動を行う市民には、常に自らの役割や理念を見失うことなく活動することを求めていくべきです。

また、市民活動を自らは行わない市民には、「たかがボランティア」、「ボランティアはわがまま」、「偽善・自己満足」、「NPOはボランティアだから‘タダ’が当たり前」のような誤解や偏見をなくし、社会全体で市民活動を支えるよう意識改革が求められています。

第4節 市に求められること

市民活動と市の関わりには、具体的な個別の社会的課題を解決する事業に連携、協力して取り組む直接的な協働事業のような場合と、市との直接的な協力関係はないが、公共施設の使用や各種の規制などを通じて間接的に関わる場合があります。

前者のような協働事業は数が少ないかもしれませんが、相互の協力関係の良し悪しが事業の成否につながるため、相互理解や事業目的の共有が不可欠です。少なくとも、相手を理解しようとする姿勢が求められます。

後者のような場合には、市民活動に対する理解の有無に関係なく多くの職員が関わることになります。活動内容に関係のない表面的、形式的対応や誤解を伴う対応によって、活動が阻害されることがないような対応が求められます。

いずれにしても、市民活動を促進する制度やルールの整備・活用と、市職員一人一人の市民活動に関する啓発を進めるべきと考えます。

特に市職員の啓発については、市民活動の現場性や多様性を鑑み、事例紹介や見学・体験、自主的な活動の奨励など現場を重視した方策を望みます。

第5節 基本原則

市民活動の促進にあたっては、市民活動の理念や本質を失わず、効果的な施策が実施できるように、広く市民と行政が共有し守らなければならない基本的なルールを定める必要があります。

本市においては、市民活動条例第4条に掲げる「自主性、先駆性及び創造性の尊重」、「対等な関係の尊重」、「相互理解の推進」及び「情報の公開及び共有」の4つの基本原則を基本的なルールとして位置づけられています。

- (ア) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (イ) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (ウ) 市民相互及び市民と市との間の理解を深めるものであること。
- (エ) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

第2章 市民活動促進の基本的な考え方

第1節 現状と課題

指針を策定した平成15年度末には109団体だったNPO法人数が平成18年度には194団体に増加したことに見られるように、各分野で様々な活動が活発に行われています。

しかしながら、「市民活動を担う市民活動団体とボランティア」、「市民活動を取り巻く社会環境全般」、「市民活動と協働する市」、それぞれに様々な課題があり、それらを把握する必要があります。

(ア) 市民活動の社会的使命の徹底と評価制度の確立

市民活動団体は、社会的な使命を掲げ、活動に取り組んでいます。しかし、自らが掲げる社会的な使命が広く一般市民に理解、支持されていない市民活動団体や、その団体に所属する役員や会員、スタッフにさえ共有できていない市民活動団体が数多く見られます。その上、NPO法や定款で義務付けられている書類の作成や手続きを守らないNPO法人も少なくありません。

市民活動を行う上で大事なことは、広く市民に理解され、必要とされる活動を行うことです。そのために、社会が真に必要としている課題の掘り起こしや共感を呼ぶPRなどのマーケティング能力の向上、市民活動団体のガバナンスや評価・検証・情報公開の仕組みの整備を進めることが必要です。

各委員から出された意見

- ・ 社会が真に必要としている課題(声なき声など)が、社会的使命として取り上げられていない。
- ・ 各NPOの社会的使命が役員、会員、スタッフに共有されていない。一般市民に支持されていない。
- ・ 社会的使命を具現化する企画力が不足している。
- ・ 各NPOの社会的使命や活動が、十分に評価、検証されていない。
- ・ 「たかがボランティア」、「ボランティアはわがまま」、「偽善・自己満足」、「NPOはボランティアだから‘タダ’が当たり前」といった市民の誤解。

(イ) 市民活動に対する市民の参加の促進

より多くの市民が市民活動の担い手になることによって、活動の内容が豊かになるとともに、市民活動に対する理解を深めることができます。しかし、現状では、市民活動に参加したことのある市民は、全体の27.9%にとどまっています(平成18年度市民意識調査)。

一方、参加の意思のある人は、全体の59.1%にのぼります(市民意識調査)。参加の意思のある人が参加しやすいように気軽な参加機会づくりや情報提供に取り組む必要があります。その際には、定年退職した人や子育てが終わった人、学生など、対象別に適した工夫が必要です。

各委員から出された意見

- ・ 高齢者や男性、子育ての終わった人など、担い手となる可能性のある人々が活用されていない。
- ・ 意欲があっても、情報や手頃な機会がないため、参加できない。

(ウ) 組織力の向上

市民活動の現場では、役員、会員、一般スタッフなど、有給、無給や専門性の有無を問わず、全般的に人材が不足しています。市民活動団体の内部では、一部のボランティア役員に業務が集中し、市民活動と仕事、家庭の両立が困難になってしまうケースも見られます。

社会環境を見ると、厳しい企業競争を背景に、残業の増加による会社員が市民活動に参加できる時間の減少、地域社会で市民活動を担ってきた自営業者の減少なども、市民活動の人材不足に拍車をかけています。

一方で、市内の市民活動団体は、年間支出額 10,000 千円以下の団体が 72.3%を占めており(平成 19 年度 静岡市内の市民活動団体実態調査)、十分な資金を得ているとは言えません。有給スタッフのいる団体は 39.9%であり(同調査)、すべてをボランティアに頼っている団体が多いのが現状です。

行政や財団法人からの助成金は、人件費や管理費などが認められない場合が多く、継続的な市民活動の促進に貢献していないといった面もあります。市民活動団体は透明性が重視されることから書類の作成や団体運営の手続きなどで手間がかかる一方で、税理士などの専門家を雇う資金が不足しているため、NPO法に詳しい専門家が育ちにくい環境になっています。

ボランティアや貴重な資源、資金を活用するための有給職員の確保、リーダーシップや専門性を高めるための人材養成、担い手が気持ちよく活動できるための社会的な理解や制度の確立が必要です。

各委員から出された意見

- ・ 役員、会員、一般スタッフなど、有給、無給や専門性の有無を問わず、全般的に人材が不足している。必要な人材を雇用する資金もない。
- ・ 人材確保にあたっては、「特定の役員・スタッフへの負担の集中」「有給スタッフとボランティアスタッフの位置づけが難しい」「ボランティアマインドと参加のメリット」などの問題がある。
- ・ 市民活動に取り組んでいる人は、仕事や家庭との両立で困難な経験している。厳しい企業環境や家庭の余裕の無さが背景にある。
- ・ 事業資金、団体運営資金ともに不足している。
- ・ 人件費や管理費は認めない助成金や行政からの受託事業では、仕事ばかりが増え、収入は増えないため、運営が行き詰まる。

(エ) 市民活動の活動場所の確保

現在、静岡市内には、清水市民活動センターとふじのくにNPO活動センター(県)の二施設があり、単なる活動場所の提供にとどまらず、NPO法人の設立相談や人材養成講座などの市民活動促進の拠点となっています。しかし、全国的に見ても歴史の浅い施設であるため、あり方が確立されておらず、試行錯誤が続いています。

一方で、地域に密着した公民館等で活動している団体も数多くみられますが、実費であっても参加費等の現金の徴収禁止、予約は一か月前に抽選、といった利用条件や予約方法によって、利用内容が限定されてしまうことがあります。

今後は、市民活動センターの機能の向上や、公民館等の既存施設の利用方法の見直しが必要です。

各委員から出された意見

- ・ 市民活動センターのあり方が明確ではない。
- ・ 公民館等の既存施設が、市民活動に利用しにくい。(料金、予約方法等)

(オ) ネットワーク化の推進とコーディネーター

市民活動が取り組むテーマは、複数の分野にまたがり総合的に取り組む必要がある場合が多くみられます。また、個々の活動団体の力が小さいことから、他の市民活動団体のほか地縁団体、企業、学校等との連携、協力が重要です。

連携、協力には、それぞれ異なる考え方や組織運営のルールを持つ団体同士の相互理解とコミュニケーション、ネットワーク化を進めるとともに、そのような活動をコーディネートする中間支援を行う人材や団体の育成に努める必要があります。

各委員から出された意見

- ・ NPO同士や地縁団体、企業、学校等とのコミュニケーションが不足している。
- ・ 様々な活動をコーディネートする中間支援の役割を担う人、団体不足している。

(カ) 情報提供

市民活動が市民に理解、支持され、より多くの市民が参加、協力してくれるようになるためには、個々の市民活動団体やその活動内容に関する情報が、公開され、一般市民に伝わる必要があります。しかし、現状は、十分に伝わっている状況とはいえません。

こうした状況を改善するためには、情報提供の場を充実するとともに、市民活動団体の情報発信力の向上に取り組む必要があります。

各委員から出された意見

- ・ 一般市民に情報が十分に伝わっていない。
- ・ 情報発信のスキル、ノウハウがNPOにない。
- ・ 情報提供の場の不足

(キ) 協働の仕組みと行政の意識改革

市民活動と行政(市)は、共に地域の社会的な課題の解決を使命とするため、協働して事業を行うことでよりよい解決方法が得られることがあります。協働事業は、平成 16 年の 66 件から、平成 19 年には 110 事業に増加しています(協働事業状況調査)。

しかし、組織上の考え方やルールなどについて、相互の理解不足により、協働がうまくいかないケースも見られます。特に行政には、年度予算主義や複雑な手続き、業務の細分化、専門化(タテ割り)など独特のルールや特性があり、機動性に富む市民活動団体にとっては柔軟性に欠けるように感じることがあります。

よりよい協働に向けて、相互理解を進める必要があります。特に予算と権限を持つ行政の方の立場が強くなりがちであるため、行政職員の意識改革が重要である。

また、協働事業を促進するために、提案制度などの制度や手続きの整備が求められています。

各委員から出された意見

- ・ 行政が市民活動を担う人々を対等な目で見していない。
- ・ タテ割り、年度予算主義など行政の制度に不備がある。
- ・ 協働事業を創出するための手続きが、複雑で不透明。窓口の一本化が必要。
- ・ NPO側にも、行政を理解する努力不足。
- ・ NPOが協働事業を進んで実施する仕掛けやインセンティブが不足している。

第2節 具体的な施策

具体的な施策については、実際に現場で活動者の目線で自由にアイデアを出し合い審議しました。施策の体系化にあたっては、市民活動条例が対象とする3つの視点に、これらに横断的に関わる部分を「促進体制の整備」として加え、下記の4つの視点で整理することとしました。

- (ア) 市民の市民活動への参加促進
- (イ) 市民活動の促進
- (ウ) 協働の促進
- (エ) 促進体制の整備

具体的な施策の実施にあたっては、市民活動の自立性を尊重し、持てる人(行政)が持たない人(市民活動)に対して施すという意味での支援にならないように注意が必要です。

1. 市民の参加促進

市民活動に対して、一人でも多くの市民が参加するための施策が重要です。

市民活動の担い手となる市民が増えれば、より多くの社会的な課題を解決することができますし、市民活動に対する理解も進みます。また、環境問題のように、すべての市民が何らかの関わりを持たざるを得ない課題もあります。

施策の実施に際しては、子どもや高齢者、学生、会社員などの「ライフステージ別・対象別」に最も適した施策を実施するよう留意すべきです。中でも、定年退職を迎える社会的経験の豊富な団塊世代や、若くて元気があり、社会的経験を成長の糧として必要としている学生に対する施策に力を入れるべきです。

一方で、市民活動の基本である個々の市民の自主性、自発性を重んじ、信条的に市民活動への参加を望まない人や生活の困窮などから市民活動どころではない人に参加を強制することのないようにする必要があります。

(ア) 市民活動への参加のきっかけづくり

ボランティア入門講座、リーダー養成講座など、活動に際して必要な知識やノウハウを学ぶとともに、仲間づくりや活動のきっかけとなる施策が必要です。

各委員から出された施策のアイデア

市民活動入門講座 / ボランティア体験講座 / 企業に対するNPO出前講座 /
介護ボランティア養成講座 / 子育てボランティアの推進 / 伝統・文化ボランティアの推進 /
教育課程での市民活動学習 / Jr.リーダー養成講座 / シニアを対象としたワークショップ /
子育て世代を対象としたワークショップ / 税理士等の専門家の参加促進

(イ) 市民活動への参加を促す誘因づくり

普段、市民活動に関わりのない人にとっては、漠然と参加の意思を持っていても、実際に参加することは簡単ではありません。参加への第一歩を踏み出すために、きっかけとなるような誘因を社会的に作り出すような施策が必要です。

各委員から出された施策のアイデア

ボランティア社内・学内評価制度 / 地域通貨による参加促進 /
シニア対策をNPO・企業・行政が連携して行う

2. 市民活動の促進

市民活動は、人材や資金が慢性的に不足しています。市民活動を、質・量共によりよいものにしていくためには、これらを調達する仕組みが必要です。

組織力の不足も、市民活動の重要な課題として挙げることができます。現場での活動を支えるマネジメントの仕組みやリーダーの養成が求められています。

ただし、市民活動が、促進の施策に依存し、自立性を損なうことがないように配慮する必要があります。

(ア) 交流事業・PR事業の開催

市民活動を行っている団体や市民は、普段、別々に活動していて、お互いに知り合う機会は多くありません。市民活動フェスティバルや交流会など、市民活動を行っている団体や市民だけでなく、企業や教育機関などが一堂に会し、交流を深める機会が必要です。

各委員から出された施策のアイデア

市民活動フェスタ / NPO交流会 / 産学民官交流会 / 全市的統一イベント

(イ) 財政的支援制度

市民活動には、事業を行い、組織を維持運営するための資金が必要です。単に行政が補助金を交付すればよいということではなく、寄付などのかたちで広く市民が支える仕組みが必要です。

各委員から出された施策のアイデア

市民ファンド[まちづくりマッチング] / トライアル補助金 / 寄附文化の醸成 / 1%制度 /
市民活動協働グッズの制作販売 / 地域通貨の整備 / 募金箱の設置

(ウ) 市民活動を担う個人・団体の顕彰

市民活動は、お金や権力など具体的な見返りを求めて行うものではありませんが、活動が認められることは何よりも活動の励みになるため、良い活動をしている個人や団体を顕彰することが大事です。

また、このような顕彰を行うことは、良い活動の普及や市民活動そのもののPRにもつながります。

各委員から出された施策のアイデア

市民活動元気づけ作戦 / しくおかNPOアワード / 個人の活動の顕彰

(エ) 情報収集・提供

市民活動と市民をつなぐために、市民活動の情報発信のサポートやデータベースづくりが必要です。ITを使った双方向的な仕組みの活用ほか、ITを利用できない人々にも配慮し紙面や放送など多様な手段を用いる必要があります。

各委員から出された施策のアイデア

市民活動団体の情報発信サポート / 市民活動データベース構築公開 / 市民活動マップ / 市民活動カレンダー / テーマ毎、市民活動意見の募集 / 活動現場訪問 / 情報誌の充実 / インターネット上のNPOフォーラム / メールングリスト / 企業の社会貢献活動の情報提供

(オ) リーダー、専門的人材の養成と確保

市民活動団体では、組織運営のリーダーや会計などの専門的人材が、特に不足しています。現場で効果的に活動でき、長期的・安定的に組織運営が行えるよう、リーダーや専門的人材の養成が必要です。

各委員から出された施策のアイデア

税理士、会計士等でNPO法に精通した専門家の育成 / リーダー養成講座 / 全国研修への派遣 / 法人設立アドバイザー養成講座 / 組織運営の若いリーダーを養成 / ガバナンスや組織運営に係る人材の養成

3. 協働事業の促進

市民活動も、市も、地域の社会的な課題の解決を使命としています。それぞれ単独で取り組むよりも、相互に特長を生かし合い協働で事業を行うことによって、よりよい成果を挙げていく必要があります。

特に市民活動は、社会性や自主性の育成など教育的効果が高いことから、学校等の教育機関には、市民活動との連携を積極的に取り入れる姿勢が求められます。

なお、協働事業を行う際には、相互理解が不可欠です。特に市と市職員には、市民活動の特性を理解し、特長を生かしていく姿勢とそのための理解が求められる一方で、市民活動に携わる市民も、市の仕組みを理解するとともに、自らの活動が理解されるように努める必要があります。

また、市とは接点を持たずに活動する市民活動も少なくありません。そうした活動に対して、協働を強制しないような配慮も必要です。

(ア) 市、教育機関、企業等との連携の促進

市民活動を効果的に行うためには、市、教育機関、企業等との連携が不可欠です。相互の理解を深め、交流する機会の創出が必要です。

特に、教育機関には、市民活動との協働、連携を受け入れる仕組みづくりや人材養成が求められます。

各委員から出された施策のアイデア

企業・各種機関の理解推進 / 総合学習等へのNPOの活用促進 /

学校、教育委員会の理解推進 / タテ割り体験授業 / サービスラーニングの促進

(イ) 協働事業提案制度の充実

市民活動と市は、協働事業を相互に提案しあう制度の活用に、より一層、取り組むべきです。その際には、広く市民を巻き込み、隠れた市民ニーズの掘り出しや市民活動への参加の機会の創出につながるような仕組みが必要です。

また、中間支援組織のコーディネート機能の充実を図るとともに、協働に関する総合調整機能をもった部署を市に設置することなどが求められます。

各委員から出された施策のアイデア

行政からの課題・問題提案 / 協働事業アイデアコンテスト /

市民参加の寄附方式のプレゼン大会 / 協働に関する総合窓口の設置

4. 促進体制の整備

促進体制で、最も重要なことは、市民活動に関わる市民や各種機関、企業等はもちろんのこと、すべての市民がその理念やルールを理解し、共有することです。難しいことですが、着実に進める必要があります。

理念の共有化や啓発活動のほか、市民活動に関わる多様な市民や団体等の調整、ネットワーク化、情報収集・提供などの役割が必要になります。そうした中間支援機能を持つ団体や部署が、民間と市の中にそれぞれ必要です。

促進体制は、中間支援機能を軸として、「市民の参加促進」、「市民活動の促進」、「協働事業の促進」を横断的、総合的に取り組む体制づくりの視点をもって進める必要があります。

(ア) 理念・ルールの共有と啓発

市民活動の促進においては、市民活動を行う市民だけでなく、その周りを取り巻く市民や連携、協力する市、各種機関、企業等がその理念を共有することで、よりよい市民活動を行うことができるようになります。

地道な意識改革、啓発活動に取り組むとともに、相互の関係のルールを整備することが求められます。

各委員から出された施策のアイデア

市民活動に関する市民啓発 / 条例、基本計画等の周知と共有 / 市民、市職員の意識改革 / 委託契約等の協働ルールの検討 / ボランティアの有償化 / 事例・体験の紹介

(イ) 活動拠点の整備

市が設置する市民活動センターには、マネジメント等の相談や情報の収集提供、コーディネート機能等の中間支援機能と、市民活動団体の打ち合わせや軽作業等が柔軟に行えるオープンスペースや団体運営の拠点となるミニオフィスなど場の提供機能を求めます。

また、講座やイベント、会議などの場として、各種の公共施設の柔軟な利用の推進が必要です。

各委員から出された施策のアイデア

地域単位のセンター整備 / 1区1センター整備 / センター機能の充実(相談、ソフト事業等) / センター設備の充実(託児室、情報掲示板、カフェ等) / 空き店舗の活用 / 公民館の利用条件緩和

(ウ) 促進組織の整備

市民活動は分野横断的な活動が多く、様々な団体や部署、人を巻き込んでいくことから、市には、明確な方針の下で、調整機能や情報収集提供機能を発揮できる総合的、専門的な部署の設置が求められます。

各委員から出された施策のアイデア

市民活動総合窓口(市・センター) / 社会教育関係職員の活用 / NPO専担課の設置
協議会・センター・市の連携を深める / 市の姿勢の明確化

(エ) 市民活動、協働事業の検証と評価

市民活動は、善意の寄付、協賛金やボランティアなど地域の資源を使って活動しています。市との協働事業では、税金も使うことになります。地域の資源を効果的に活用するために事業の検証と評価を行う必要があります。また、市民活動は、担い手の気持ちが行先しがちである上に、利害関係者が多いため、第三者の客観的評価が必要です。

各委員から出された施策のアイデア

協働事業の評価・検証

第3章 施策の方向

第1節 施策の方向

施策の内容と協議会の問題意識をもとに、施策を方向づけるものとして、次の3つの視点を掲げるべきであると考えます。

- (ア) 真に社会的な課題の解決に向けて理念の共有を図るという視点
- (イ) 市民活動を担う市民の実行力と組織力を向上するという視点
- (ウ) 多様な市民、団体、機関の相互理解と連携、協力を進めるという視点

第2節 基本指標及び計画期間

基本計画の計画期間は、目まぐるしく変化する社会状況の中、その状況に合った施策の見直しを行うため、4年程度が妥当だと考えます。

目指す姿の実現に効果的に取り組むために、指標と目標値を設定すべきと考えます。

個々の施策の実施に際しては、できる限り、着手時期、見直し時期等の実施の時限を設けて行うべきと考えます。